

此任に堪ふべき人物を發見する能はざりしに依り、更にゾビーア・パンヤを起たしめん事を建議せしなり。若し此建議にして直ちに採用せられしならば、少くともムーメンに於てマーア、に對立すべき一政府の樹立を見るを得べかりしも、時機は空しく過ぎ去り、已に屢記述したるが如き理由に依り、ゾビーア・パンヤを利用せんとするの建議も終に排斥せらるゝに至り、又此刹那よりムーメン地方がマーア、の手中に歸すべきことは最早疑ふべからざるに至りたれども、將軍は此事實を認むる能はざりき、認むる能はずと云はんよりは、寧ろ將軍は飽くまでもマーア、をして勢力を振はしむるを欲せずして、彼に對抗すべき一政府をムーメンに設置せん事を望み、ノースブルック卿の所謂一の幻想を追うて其心を勞せりと云はん、然れども此目的を達せんと欲せば、將軍は長く其胸中に抱きたる所信を捨てざるべからざるに至り、以前には土耳其の暴政を甚しく攻撃せしに拘らず、今やムーメンを擧げて之を土耳其の手中に委せんことを建議するに至れり。勿論ゴルドン將軍と雖、土耳其にしてムーメンを支配するに至らば、その人民の壓制を敷るべきは之を豫知せざりしにあらす、尙土耳其の壓制を以てマーア、

の權威を承認するに優れりとなし、且つ之と同時に例の矛盾せる方針より一方に於てはムーメンを擧げて之をサルマンの手中に委せん事を主張せるに拘らず、他方に於ては老巧なる埃及のパンヤ等をしてムーメンを治めしめんよりは、寧ろ之を放棄するの優れるを主張するに至りしが、如何に埃及のパンヤ等が缺點を有するにせよ、土耳其のパンヤ等が彼等に優れる理由は毫も存在せず、實際に於てはゴルドン將軍も能く知れるが如く、此當時に於ける埃及のパンヤ等は殆ど皆土耳其人或はサーカ、ス人なりしなり。

ゴルドン將軍が上述の行動を取りたる眞實の理由は、第一に、將軍が軍人にして而も非常に戰闘を好める軍人なるを以て、備々たる殺氣は將軍を纏りて、終に平和の爲めに眞實に力を盡さざるべからざる事を忘れしめしなり、將軍嘗つて曰く、ヒックス將軍及び自己の汚名を雪がんが爲め、大に亞刺比亞人を敗らざるべからずと、又曰く、假令守備兵引揚の事業を了したる後と雖、之に満足してムーメンを去らば、マーア、をして將軍等を驅逐驅逐したりと跨るに至らしむべきを以て、之を忍ぶ能はずと、又曰く、マーア、にして尙近傍に在る間は、平和は決して期

待すべからずと、實際將軍はマープリーを撲滅せんことを希望し、ムーメンに於ける將軍の行動は悉く此動機に基きしなり、而して將軍は自己の受けたる訓示をば全く放擲したり、蓋しその訓示の精神も文辭も共に極めて明瞭なるものにして、ムーメンの撤退を大主眼とし、此地方に安固なる一政府を設けんとするが如きは、英國政府の許す所となり、又願はしき事に相違なかりしも、元とこれ枝葉の問題に過ぎずして、將軍の受けたる訓示の中に於ても、新に設置せられたる地方小國主等の權力を固うせんが爲めにのみ埃及兵をムーメンに抑留すべからずとは特別に記載せられし所なり、故に愈、デヒニアパンヤを用ふべからずと決定せられし時に當りては、ゴルドン將軍は唯此上にはムーメン撤退の爲めに全力を懸さざるべからざるを悟るべき筈なりしも、此事をなさずして専ら意を自己の受けたる訓示中枝葉に涉れる部分に注ぎ、却つて其根本を想請に付せしなり、されど更に又觀察を加ふべき點あり、それは假令ゴルドン將軍がムーメンに於てマープリーに對抗すべき政府を設立するの觀念を捨てたりとするも、ムーメンの守備兵は八方に散在して、到底彼等全體を救ふ能はざるを以て、將軍は英國政府よ

り受けたる訓示を實行する能はざるべしと云ふ事なれども、ゴルドン將軍は此等守備兵の全部を救ふの義務ありと信じたるが如く、非つて其日誌中に特筆大書して、余はスーダン撤退の事業を完了するの任を帯ぶるを以て決してマープリーを遁れ又其他の場所の守備兵等をも否運の翻弄する所となさしむべからずと記述し、日誌中に於ては常に此事を繰返し、殊に十一月十九日の日誌には、一政府設立せられて己れの責任を免れしむるにあらざる限りは、當時は閉鎖せられてムーメン内に在るも一日も早く埃及方面に降下せん事を希望せる人々が自由に其目的を達するに至るまでは如何なる事なるも断じてマープリーを去るべからず、若し此處を決らば自ら明白なる不名譽を擔ふものなるを以て假令如何なる密使の來るあり又如何なる密使の來るありて余に埃及に下るべきを命ずるも余は是に従はずして唯此土に止りて市と運命を共にし、總ての危険を冒すべしと記述せり。

以上掲げ來りたるゴルドン將軍の意見に對しては余は彼のクリーヤ戰爭の當時ボスマン將軍がバラクツバの襲撃を評して、花々敷に相違なけれど戰爭にはむ

らずと云ひたる有名なる一語を想起せずんばあらず、吾人はゴルドン將軍の勇氣清慮並に敵の包圍中に在る守備兵に對する義侠的同情に對して固より多大の尊敬を表するに躊躇せざるも、單に此尊敬のみを以て狂愚的なる將軍の行動を非難する事を止むる能はざるなり、將軍は一八八四年十二月十四日其妹に宛てたる書簡中には彼の有名なるローレンス氏の一語を模倣し、余は全く愉快に目を送れるなり、誠にも有難き事なり、而して又ローレンス氏の如く余は余の義務を果さんが爲めに盡力せるなりと記載したりしが、實に此一語は困難危険の境遇に身を置く時に當りて如何なる英國人も模倣すべき一語にして殊に初めはローレンス氏の口より出で得て又ゴルドン將軍の模倣する所となるに至りては實に悲愴の意味を帯びて後代に膾炙するに至れるなり、然れども激情稍沈靜に悲劇的の狀態も一段落を告ぐるの時に當りては理性は漸次に勝を制し、ゴルドン將軍の本務とは何ぞや、又將軍は實際其本務を果さんが爲めに力を盡せしやと云へる疑問は自然に生じ來りたり、故に余は此處に於ては幾多の點に於て高尚なるゴルドンの性格及び死奮的なる將軍のハーツーム籠城を論せんとす

るにみならずして、唯政治上に於ける將軍の使命を論せんと欲するものなれども、此點より觀察すれば將軍は其本務を誤解したるにあらざる限りは決して其本務を果さんが爲めに盡力したりと云ふ能はず、將軍は自己の目的を達すべき手段及び之が爲めに英國の政府及び人民が等しく受るべき結果を十分に考察せずして唯自己の爲めに或る義務の標準を定めんと欲せしが如く思はるゝなり、加之公道の上より之を論ずるも余はゴルドン將軍の論法は其過失を防禦するに足れりと信する能はざるなり、そは苟も其位置に居れる官吏は自分一個人としての意見を棄て自己の奉仕する政府及び人民の希望と利益とを考察すべき者にして、ゴルドン將軍はノーゲンを去らん事を希望せる老幼男女全體の運命を安全ならしめんが爲めにハーツームに派遣せられたるにみならずして、唯同地の撤退を實行せんが爲めに全力を盡すべきを命せられ、多大の自由行動を許可せられしなり、ゴルドン將軍がカイローを去りし時に當りてはハーツーム以外の守備兵殊にパール、エルガザル及び赤道地方の如き遠隔の地に在る守備兵を救ふは非常に困難なるべしと思惟せられしに依り將軍に訓示を與ふるに際し

ては其數も他の場所よりは多く、聯絡も比較的容易なるハーツームの守備兵及び其他一般人民の退却に對し全力を注がしめんとして特別の注意を與へたり、故に將軍は深く此點に注意し、且つ又英國兵をハーツームに送らざるべからざるに至らば必ず之に伴ふべき兵費、流血及び浪費を避けんが爲めに全力を盡さざるべからざりしなり、而して英國政府はスーデン各地の守備兵が困難の位置に陥りたる事に對しては其責任を負ふべき者にあらず、勿論守備兵にして敵の捕虜となるに至らんか、固より甚しき不幸に相違なきも亦如何ともなすべきにあらずして、グランビル卿が三月十四日余に發信して、若しゴルドン將軍にしてハーツーム、バーバー及びドンゴラ各地の守備兵を救援するを得ば、夫れ丈けにても大功績たるを失はず、ゴルドン將軍は守備兵が虐殺せらるゝに至るべしとの考を期りたれど、トーカーの例に徴すれば將軍の觀察は誤らざりしなり」と云ひしは全く尋常の意見にてハーツーム以外の守備兵がマーズーの捕虜となるは、之をハーツームを救ふが爲めに英國より遠征軍を出すに比せば遙に小事なりと云ふべかりしなり、加之茲に記憶せざるべからざるは假令英國兵がハーツームに來りたりとて、パール、エル、ガザル及び赤道地方の如き遠隔地に在る守備兵を救ふ能はざるべきを以てゴルドン將軍と雖、此等の遠隔地に英國の遠征軍を送らん事を建議せしにはあらざるべきなり。

然るにゴルドン將軍は自己の本務に對して其見解を誤り十月一日の日誌中には如何なる犠牲を拂ふも吾人は各地の守備兵を救出すべきの義務ありと信ずると手記したり、而して將軍は英國政府が斯くの如き意見を有せざるは之を認知し、又彼の受けたる軍事教育は全然拭ひ去る能はざる或訓練規律の觀念を彼の腦裡に浸入せしめたるに相違なきも、將軍は一種奇なる習慣を有し自己が長上の命に違背して事をなすつゝありと感ずる時に當りては種々率強附會の議論を案出し、官吏としての良心の苦痛を鎮めんと欲せしなり、故にゴルドン將軍は自己が英國政府の意見を實行するを欲せざる事を悟るや、アブゾル、ケイ、デー、パシヤを擧げて己れに代しめん事を建言し、以て己れの個人的責任を遁れん事を欲したるが如き場合あり、將軍は同時に自白して、余が此くの如き建議を爲すは幾分か統計に類するなり、假令アブゾル、ケイ、デー、パシヤをして余に代りて撤退の策

を講せしむるも此紛争には結局あるべしと思はれざるなりと云ふに至れり、而してゴルドン將軍が何故に斯くの如き事をすに至りしやを仔細に吟味せば結局將軍はマードラーを撲滅せん事に熱中し且つ守備兵全體を救出すを以て英國政府の遣る能はざる義務なりと信せしにより、斯くの如くして英國政府を拘束しスーメンに遠征軍を出さざるべからざるに至らしめんと欲したるが爲めなるが、將軍がスーメンの人民より信任を受くべきや否やは英國遠征軍の深遠如何に關せしなり、而して已に記載せしが如くゴルドン將軍は二月二十七日の頃に於ても、英國兵はハーツームに來らんとして今や其途上に在りとの宣言をなしたる事ありしが、當時將軍は英國政府が斯くの如き遠征軍を出すの意なき事は十分に之を認知し、唯此くの如き宣言に依りて、ハーツームの人民に安心を興へ、以て無形の効果を收んと欲したるに過ぎざるは毫も疑ふべきにあらざるも、ハーツームの人民は之に因て、不日英國遠征軍の來援すべきを信せしが、終に其來援を見る能はざりしに依り、彼等は今や英國政府は彼等を見捨てたりと信ずるに至りたれど、元來此事は將軍自身が責任を帯びて人民に保證を興へたるの

みにして實際此事に關して英國政府或はカイローに在る英國代表者の執れとも一の交渉をなせしにはあらずなり、されどゴルドンは一時の便宜に顧られて兎に角此くの如き無謀の保證を人民に興へし以上は、之を實行すべき責任を感ずるに至りたるは明白にして、十月六日の日誌に於ては一人にても英國將校或は兵卒の當地に來るあらば、市の人民に對して援兵の問題を決定し、又余の名譽を維持するを得べしと記載し、且つ九月十八日余の手に到達したる日附不明の電報に於ては、將軍は幾度もハーツームの人民に對して援軍の來るべきを約束せしにより、今や彼等は再び將軍等の言を信せざるに至れりと報じ來れり、カイロー、ハーツーム間の通信往復が遮断せられし以來、ゴルドン將軍に取りて最良の方策と稱すべきは、ハーツームの守備兵及び同地を去らん事を希望せる人民を伴ひ、ハーバーに退却するの一事なるは明白なるに至りしが、將軍は若し此事をなさば英國政府が他の守備隊を救助せんが爲に援軍を出すに至らざるべきを思惟し、終に此計畫を實行せんが爲に何等緊切なる盡力をも爲すに至らずして止みしなり、而して十月五日に於ける將軍の日誌を檢すれば、人或は余が

何の故にバーバーに退却せざるやを怪しむ者あるべしと雖、余は此事をなすを欲せず、そは余が各地の守備兵を見捨つるの意なき事及び見捨つが如き計畫には毫も關係せざる事を明かに表明せんと欲すればなりとの記述あり、更に又十月二十九日の日誌中には一層明白に自己の意見を發表して、バーバーを取る事は適當なる軍事行動なるを以て余は之を行はんと欲すれど……吾人にしてバーバーを取るに至らば、或は英國政府は最早各地の守備兵を救援せんが爲めに遠征軍を出すの必要なしと信すべしなり、されど右は正當の論にあらざして、假令バーバーを取るとも同所に守備兵を留むる能はずんば、結局効果なき勝利にして、スーダン問題の解決にも守備兵の退却にも多くの便宜を與へざるなり、加之一方に於ては救援軍の來るを停止せしむるに至るべきを以て、余は敢てバーバーを取らん事を欲せざるなりと記述せり、然れどもゴルドン將軍の意見は隠見にして、將軍が一個の官人として長上の命令を奉ずべしとの問題及び後日英國政府が自然に蒙りたる濫費並にゴルドン將軍が幾分の責任を有せざるべからざる軍費の支出等に関する問題は措て之を問はずとするも、ゴルドン將軍

自身、スアット大佐、アール將軍及び其他後日に至りてスーダンの戰場に倒れたる幾多有用なる人材の生命を救助すべきは、モンナ―其他各地の守備兵がバーバーの捕虜となるを救ふよりも、英國に取りては遙に大切なるを以て、此等の理由より推斷すれば、余は決してゴルドン將軍がスーダンに於ける英國城及兩政府政略の大方針を實行せんが爲めに緊切に盡力をなせりと信する能はずして、將軍は國家の利益よりも寧ろ自分個人の意見に重きを置き、又其目的を達せんが爲め能く其手段を用ひずと云はざるを得ざるに至るなり、ゴルドン將軍は英國の政略中如何なる點を根本とし、又如何なる點を枝葉となさざるべからざるかは、確に之を認知したる筈なるに、唯自己の偏頗なる意見の走るに任せて、根本の方針を貶して枝葉の方針を重しとなし、且つ其附與せられたる十分なる任意行動の權力をば、敢て訓示の正文には、反せずとするも、訓示精神には反せるが如くに使用したり、故に余は個人としてのゴルドン將軍の英勇的氣質に對しては如何に多大の尊敬を拂ふも以上の事實に依り、將軍のスーダン撤退の方針の如く其要を誤りたるは他に其例を見る能はざる所なりと云はんと欲するなり、加

之斯くの如き政略の實行を委託せらるべき人は、必要の生ずるあらば十分戦闘に堪ふるの技倆を有するも、平素成るべく戦闘を避け、平和の手段を以て其使命を果さん事を希冀するの人ならざるべからざるを以て、其人は冷静、克己、聰明、不疑の諸徳を備へ、事實を調査するに當りては綿密に、事を決行するに臨みては堅實なる上に、英國に於ける公生涯の事情に精通し、假令政府より判然たる訓示を受けずとも、政府の真意如何を精確に推測し得るの人ならざるべからず。然るにゴルドン將軍は不幸にして此等の諸徳中の一をも備へざりしなり。加之將軍は物に熱し易く一時の情及び感動に支配せられ易く、人を治むる人は先づ己れを治むるの人なりと云へる格言は穿ちし眞理なれど、ゴルドン將軍の奇癖中最も顯著なる點は全然克己の徳を缺けるにありて、一時に發動し來れる感情は甚しき不合理に陥るも、これを支配する能はず。又妄に空想を浮べて種々の意見を構成し、而して一の説にも長く固着する能はずして、日々に其意見を記述したる將軍の日記は之を發行するに當りて其意見を纏めんが爲めに力を盡したるに拘らず、結局不都合矛盾なる意見を蒐集せるものに過ぎざるなり。加之將軍は英國に

於ける公生涯の事情に關し、政府を指導する微妙なる動機の如きは全然之を解する能はず。其上達國に居る使臣には極めて必要なる思を他所に運ぶと云ふことは全然能はざる所なりしなり。而して又將軍の想像力は一時妄に勃興せざるにはあらずるも一度倫敦或はカイロの事情を腦裡に描くに當りては其結論の歸する所將軍類の人物に似氣なく古怪奇異にして自ら己れをヒト人のウツアに比し終には英國政府は彼自身及びメソット大佐等をマーグラーの手に於て見殺しすべしとの意見を有せりとの論法を發見するに至れり。故に實際に於ては將軍の個人的勇氣、軍略の豊富如何なる不正壓制及び卑屈に對する甚しき厭惡及び直接に親近せる少數の人に對して偉大なる勢力を得るの力を有する事業を除けば、ゴルドン將軍は他にヌーメン撤退の如き困難なる大事業に當るべき資格は一も之を具備せずと云ふも敢て不可ならざるべしと思はるゝなり。以上は本軍の初めに掲げられたる第一の問題を論じたるものなれども、此他に尙二個の問題あり、第一は英國政府の方針は之を實行するを得べかりしや、第二は英國軍の救援を受けずしてゴルドン將軍はハーシュームより退却するを得し

やと云ふ事なれども第一の問題に關しては英國政府の方針の範圍如何を審みせざれば、固より之に答ふる事能はざるなり。若し英國政府にしてゴルドン將軍を等しくメーメン内極めて遠隔の地に在る人々をも其希望に従ひて悉く退却せしむべき義務を有する者と思考せば、此方針の實行は固より不可能に屬すれども、已に余が屢論したるが如く英國政府は決して斯くの如き義務の下にあらざして確にグランビル卿の言ひたる如くハーツィム守備兵及び其他普通の人民をして安全に退却せしむる事を得ば大功を奏したるものなり。且つ又當時の形勢の非常に困難なるを考ふるも、ゴルドン將軍は正當に盡すべき義務は悉く果せしなるべしと思はるゝなり。而して第二の問題即ち英國軍の救援を受けずして、ゴルドン將軍はハーツィムより退却するを得べかりしやと云へる事に對しては、確乎たる答辨を與ふるは頗る困難にして、一八八四年三月二十七日に於て當時カイローに滞在したるコートロゴン大佐は余に書簡を送りて、バーバに至る白流ナイルは河水低少なるが爲めに漸く小蒸汽船二艘を運行せしむるに過ぎず、且つ河流の増水を見るは殆ど五月中旬以後に在るを以て、ゴルドン

將軍が假し敵の妨害を受けずとするも、河水低少なるが爲めに、ナイル河に依りて退却せんとするは目下不可能なりと思はるゝなりとの意見を寄せたり。然らばゴルドン將軍は險上に於て退却するを得べかりしやと同ふに要るべけれど、五月二十六日メーメン旗がバーバを陥れたる以後に於ては險上より退却する能はざるは殆ど明白にして、ゴルドン將軍も其日誌中にハーツィムに挽留せる理由を説明して、余の當地に挽留せるは憚憚無比なる亞利比亞人に妨げらるゝが爲めなりと記載せるを見るも十分其理由を察するを得べきなり。然るに更に又疑問の起るありて、若しゴルドン將軍にして五月二十六日以前に於て退却を企てたりとすれば果して成功するを得べかりしやを問ふものあれども、此問題に關して十月二十九日に於けるゴルドン將軍の日誌に、バーバを取るは適當なる軍事行動なるを以て余は同所を陥れん事を欲したりと記載せられ又九月十九日の日誌は、メヘメド・アリ・パシャの敗北するなかりせば余は少くともハーツィム及びメンナーに在る守備兵及び人民の三分の二を退却せしむるを得たりしなるべしと記載せられしを見れば、一方に於ては將軍は其日誌中に於

てハイパーを取らざるの理由を説明し、若し同所を取らば英國政府は最早救援軍を送るの必要なしと信ずるに至るべく、且つモーゲン問題の解決に對して多くの便宜を興ふるにもあらざるを以て將軍は敢てハイパーを取らん事に熱中せざりし事を記載せしなり。故に此問題に對しては種々の證據を参照するも、然たる結論に到着するは不可能にして、結局退却の事業は非常に困難なるに相違なきも、若し之を五月中旬以前に企てたりとすれば、決して全く不可能なるにあらざりしならんと云ふを得べきに過ぎざれども、ゴルドン將軍の意見は、第一にはハイッチームに一の安固なる一政府を設け、第二にはセナー、パール、エル、ガヤル及び赤道地方の如き遠隔地の守備兵を救出すべきの義務ありと信じたりし事を思へば、ハイッチームより退却して他の守備兵をば運命の如何に任せんとするが如きはゴルドン將軍が決して念頭に浮べたる所にあらざるが如く思はるるなり。

一八八四年三月中旬に至り、ハイッチームとの通信往復が盡く遮断せられしは既に記載せし所なるが、其後の交渉は因循姑息四五ヶ月間に亘り終に救援軍を出

すに決したるは八月或は殆ど九月なりし程なれば、余は今此間の交渉に關し、其大體を記述すべし。四月二十一日グランビル卿はエガートン氏に打電してハイパーに於ける危険の迫れることを報じ、同時に同氏に訓示を興へカイローの當局者等と協議したる上、外交或は其他如何なる方法に訴へても直ちに同所を救済し得るの方法ありや否やを報告すべきを依頼し來りしに依り、エガートン氏は此件に關して會議を開きたる後、四月二十三日グランビル卿に返電を送り、ハイパーの形勢は外交的手段に依りては、到底何事も成就する能はざるべきに依り、今は唯兵力に訴ふるの一事あるのみ、然れども此點に關してはカイローの當局者間に多少意見を異にし、ハイパーは埃及兵二大隊を直ちに同所に送らん事を主張し、チャーラ、アラ、ク、ム、ア、フ、ン、ソ、ン、及、び、バ、イ、エ、バ、リ、ン、ウ、ド、は、之、に、反、して、單、に、埃、及、兵、の、み、を、送、る、の、無、益、な、る、べ、き、を、認、り、コ、ロ、ス、コ、沙、漠、或、は、ワ、ブ、イ、ム、ル、フ、及、び、ド、ン、ゴ、フ、を、經、て、英、埃、兩、國、の、聯、合、軍、を、送、り、得、べ、き、こ、と、を、主、張、し、た、り、さ、れ、ど、如、何、に、好、都合、な、る、計、算、を、爲、す、も、コ、ロ、ス、コ、道、路、に、依、り、て、ハイ、パー、に、對、ら、ん、と、せ、ば、殆、ど、八、週、間、ド、ン、ゴ、フ、を、經、由、せ、ば、十、六、週、間、を、要、す、べ、し、と、の、意、見、な、る、を、報、告、

し、且つ氏の意見としてはバーバーをして直ちに安全ならしめんと欲せば、同地方の人民に對して有形的なる英國の助力は成るべく速に與へらるべしとの保證を與ふるにありと附記せしが、グランビル卿は之に對して返電を送り、英國政府はコロスコを経てバーバーに英國兵を出す事にも、單に埃及軍のみを同所に送らん事にも、賛成を表する能はざるに依り、バーバー總督に對しては即時の助力は到底與ふる能はざる事を通知すべしとの訓示を與へ來りしが同日グランビル卿は亦左の電報をエガートン氏に送り來れり、

ドンテラ及びバーバーと其他如何なる他の道路とを論せず、最も迅速にして又確實たるべしと思はるゝ道路を經由し、哨號を用ひて常にゴルドン將軍に便を送り左記の事を傳ふべし、

即時ハーシュームに起るべき危険のみならず、後日に於て來るべき危険をも豫測して、始終其状況を報告せんが爲めに全力を盡すべき事、

上記の危険に備ふるの目的を以てゴルドン將軍は自身の退却を安全ならしめんが爲めに必要なる兵數、其性質、ハーシュームに到るべき道路及び軍事

行動の時機等に関し英國政府に助言を與ふべき事、

英國政府は軍事上の遠征を企てしめんが爲め、土耳其兵或は其他の兵を出して將軍に附與せん事を提議するものにあらず、これ斯くの如きは將軍の使命の範圍外に出づるのみならず、將軍をムーゲンに送りたる平和の方針と背馳せるが爲めなる事、

此等の事を承知したる上に於て、ゴルドン將軍が猶ハーシュームに留らば、將軍は北理山及び計畫等を政府に通知すべき事、

而してゴルドン將軍の勇敢にして獻身的たる行動及び今日までに成就したる成績に對しては、等しく尊敬及び感謝の意を表すべきなり、

然るにゴルドン將軍に此使命を傳へんが爲めに種々の手段を講せしに拘らず、容易に其目的を達する能はざりしが、終に五月の第三週目に至りて、漸くハーシュームに達し得べしと思はるゝ一人の適當なる使者を發見するを得たりしに依り、五月十七日に於ては、前記の訓示に更に左の如き意を附加したり、

ムーゲン撤退に関する従前の計畫を遺棄せしのみならず、攻勢的行動を取る

事も亦英國政府の獎勵する所にあらざるを以て、此場合に於てはゴルドン將軍は適當なる時機の到るに従ひ直ちに將軍自身及び其他將軍の部下に在りて忠實に其任務を果したる埃及人並に其妻子等を安全に退却せしめ得べき適當の方法を考察し、報告し、若し能ふべくんば其方法等を直ちに實行する事を得るなり而して將軍等の退却すべき道路に關しては將軍が最も安全なりと思惟せらるゝ道路を取り、且つ將軍自身及び他の英國臣民等の安全に關しては殊に注意を拂ふの要あるなり。

而して上に引照せられたる埃及人、即ち將軍の部下に在りて忠實に奉仕したる埃及人等に對しては、將軍は適宜に判斷して賞金其他褒賞等を自由に與ふるの權利を有する者なり而して今此事に就きて一例を示せば將軍等がコロスコ或は他の如何なる適當なる場所にも安全に到着したる時に於ては、ハーシュームに居りたる埃及兵、其他彼等と共に來りたる人々に對し、各人毎に相當の金錢を分配し、或は彼等に伴ふべき近傍の土着種族等を傭使し、相應の賃銀を拂ふ事を得るなり、英國政府はハーシュームに在るスーメン人等は敢て危險

の内に在らざるべきを信ず、然れども若しゴルドン將軍にして他の側所に如何なる人にも派遣したる事ありとすれば、彼等と呼返し、或はその安全を計らんが爲めに、之に必要なる金錢を自由に支出するの權利を有するものなりとす。

然るに其後ゴルドン將軍よりは否として一の消息に接せざりしが、七月二十日に至り、漸く六月二十二日附の書信を得たれども、此書信はエガートン氏の送りたる通知に對する返信にあらずして、唯インゴラの尹令に宛てハーシューム及びセナーの兩所は猶安全なるを報じ、更に又カイローより來るべき遠征軍の到着すべき場所及び其數等を照會し來りたるに過ぎざりしも、インゴラの尹令は此書信を連附して如何なる返事をゴルドン將軍に送るべきやを照會し來りしに依り、グランピル卿はエガートン氏に英國政府の希望する所は、第一に先づ四月二十三日及び五月十七日の兩度に於てゴルドン將軍に發したる通知が安全に將軍の手に到着したるべしと思はるゝにあらざれば、再び同様の通知を將軍に向けて發せられん事を欲するなり、加之更に將軍に對して、英國政府は斯くの如

く將軍の安全に關して深く憂慮する所ありて若し將軍の一身上に關し英國政府が憂慮したるが如き危險の已に生じたるか或は亦生せんとするが如き場合に至らば適當なる方法を講ずる事を得んが爲めに、將軍より直接に其意見及び境遇を通知せられん事を望むとの意を傳ふべしとの訓示を與へしが八月十七日に至り、其當時に於けるハーシュームの状態に關し、更に別の消息の傳へらるゝありて、其日エガートン氏は七月二十八日にゴルドン將軍の發したる書信の對若したる事をクランヘル卿に報告せしが、其書信に於てはゴルドン將軍はハーシューム及びセナーの安全なるを報じ、且つカイローより來るべき遠征軍は何れの道を取るべきや、及び其兵數に關し報告を得ん事を望みしなり、而して又其頃までには救援軍の派遣に對しても已に準備に着手したる時なりしを以て、エガートン氏は此準備の性質をゴルドン將軍に通知するを得べきや否をクランヘル卿に照會したりしが、卿は直ちに返電を送りて、必要の場合に至らば、彼を救はんが爲めに已に其準備に着手したる事をゴルドン將軍に報告し、又以前に發したる二回の通知に關しても、ゴルドン將軍に閉合せ、此等の通知中に包含せられ

し件に關しては、英國政府は其實行に力むべき事を保證し、更に又將軍より何故に返信なきやを照會すべしとの訓示を送り來りしが、八月二十八日に至り、將軍が七月十三日に發したる信書到着す、其内には將軍以下安全にして、今後四ヶ月間を維持し得べしとの事を記載し、わりしにより、エガートン氏は八月三十日に於て、セナー大佐に對し、ナイル河中第二橋の上にては已に汽船通行するや、及びカイロー方面に於ては何時頃に至らばゴルドン將軍は兵糧彈藥等の缺乏を感ずるに至るべきやを知らん事を希望せる由を將軍に通知すべしとの訓示を與ふるに至れり、而して其後ゴルドン將軍よりの消息は復た久しく絶えたるが、九月十七、十八、及び二十日の三日に於て、ゴルドン將軍より英國政府の照會に對する返事なりと思はるゝ數週の書信を受けたり、其後又數日にして、ムアマン方面を經由して來れる種々の書簡も到着し、其内最終の日附を有せしは七月三十一日に發せしものなり、而してゴルドン將軍が英國政府の照會に對して答へたる大體の旨意を略記すれば、貴下等は余が英國政府の方針は、ムーメン撤退に存するを知らながら、何の故にハーシュームに滞留せるや、其理由及び計畫を報知

すべしとの要求に及ばれたれども、余は之に對し唯一路簡單に亞刺比亞人等は吾人を封鎖して出づる能はざらしめたるにより、余はハーシュームに留まるなりと答ふべきのみなりとの一節に過ぎず。加之ゴールドン將軍はケプ、ニアに宛てたる電報中に於ては、英國政府は自ら其計畫を示さずして、唯報告を余に徴し、徒に時を空費すと云ひ、甚しく不平を漏らし、且つ再びアビーア、パンの任用及び土廷との交渉を主張し、更に亦バーバーを恢復し、同市を燒拂ひて又ハーシュームに歸らんとする希望を表したる後、之に附加して、ヌアット、パレマはトンゴラに進みたる後、亦道地方に在る人々を引揚げんが爲め、同所に差遣せらるべし。其後に於ては、モハメド、ド、ア、ド、ア、ドは當地に來る能はずして、神意に従ひムーゲン人の手に死するに至るべし……英國或は埃及又は土耳其の手に成れるとを問はず、尋常なる一政府の設立を見ずしてハーシュームを去るは到底能はざる事なり。余は假令生命を失ふまでも、亦道地方バーニル、カザル及びメーフォームに在る守備兵を捨てざるべし。英國政府は或は余の助言を喜ばざるべし。ムーゲンの人民等も余が彼等と戦ひ、彼等をしてマーア、ア、アに降服する能はざらしむるが故に、余に對

して等しく怒る所あるなりとの報告を寄せたり。

而して一方に於ては、以上述べ來りたるが如き通信交渉の進行せる間に於て、軍事上の準備も着手せられしにより、余は今其準備の性質を記述する事を始むべし。已に記載せしが如く、四月十四日に於て、余は救援軍の派遣に對し、其準備に着手すべきを熱心に政府に報告せしが、之より數日以前に於ては、ウールスレー卿も亦陸軍大臣ハーナン、グ、ン卿に一の覺書を送り、その内に於て所要の軍隊組織並に經由すべき道路に關して意見を述べ、此問題中に於て、時は最も重要な分子たるを以て、早晩着手せざるべからざる軍事行動に對しては、直ちに積極なる準備をなすべき事を報告せしが、遂に其結果として、四月二十五日、サー、ラ、マ、リ、グ、スタ、フ、ン、ソンは必要に際して、ゴールドン將軍を救援すべきの軍事行動に關し、最良の方法を考案して、之を報告すべき事を命ぜらるゝに至りしも、實際その準備に着手せし以前に於ては、尙數ヶ月の時日を経過するに及びたり。而して此準備の當初に於ては、ヌア、キ、ンよりバーバーに向けて軍隊を送らんとするの計畫にして、六月十四日、ヌア、フ、ン、ソン將軍は其必要に備へんが爲め、ヌア、キ、ンより

の鐵道工事を迅速に進抄せしむべき處置を取るべき事を命せられしが、其後三週間を経たる時に於て、英國政府はゴルドン將軍等の退却に絶對的に必要なるに至らざれば決して如何なる遠征軍をも出さざるべき事を辨明するに至り、且つ又政府は豫てゴルドン將軍に照會したる問題に對して、將軍の回答に接せん事を懸望したれども、ムーゲンに於ける實際の狀態に關しては殆ど確報なく、五月二十六日にハーバーが陥落したりとの風評も、實際に確めらるゝに墮りしまでに其後殆ど一ヶ月を経過して、六月二十七日に及びたるなり、加之三十萬磅の臨時軍費に對し議會の協賛を得て、ハーチンクソン卿がチャーレンブルグ、クスマンツンに命じ、ワグ、ハルツ、以南に兵を進めんが爲めに、その準備的なる行動に着手せしめたるの時は已に八月八日なりしが、同時に又進軍の途に就て軍事當局者間に異論を生じ、ヌアマン方面の道路に出づべきや、或はナイル河に沿うて溯るべきやは容易に決定せられざりしが、ウォルムスレー卿は後者の説に賛成したりしに依り、政府は終にウォルムスレー卿の意見に任せしが、此準備的行動に對しても、英國政府は左記の豫備條項の下に漸く之を許可せしなり。

英國政府は今に於ても猶ゴルトン將軍が今日までに受けたる訓示に従ひ、兵力或は平和の手段を用ひて、ハーツ・ムより埃及の守備兵及び之と共に退却を希望する人民等を引揚ぐるは、敢て不可能なるにあらざるべきを信する者なれども、ゴルドン將軍實際の境遇及び其計畫等に關し確實なる報告を得し以來、已に長日月を経過し、又將軍との通信往復の不可能なるに至りたるより顧みて、ハーツ・ム附近の狀態は非常に紛亂せるを信じ、今や將軍現在の境遇に關して精確なる報知を得、並に若し必要の生ずるあらば、將軍に助力を與へんが爲めに、更に他の手段を取るべきの時機は到着したりとの意見を有したり。

八月二十六日、ウォルムスレー卿は遠征軍の指揮官に任命せられ、ノースマルク卿及び余と共に、九月十日を以てカイローに到着せしが、九月十七日に於てハーチンクソン卿は援兵の件に關してウォルムスレー卿の要求に應じたると同時に、又同卿に訓示を與へて、英國政府は斯くの如く決定したれども、貴下の指揮に繫れる軍隊の一部を削ぎ、ドンゴラより前方に送る事は、未だ之を許可するに至ら

ざるを以て、貴下は常に此意を體すべし。……而して此問題に對する英國政府の意見は、貴下の十分に熟知する所たるを以て、絶對的必要なるにあらざる限りは、英國政府は決して如何なる進撃的の遠征に對しても反對の意見を有する事を諒せらるべきなりと告げたり。斯くしてカイロー及びハーツーム間の通信往復が遮断せられし以來五ヶ月を経たる後に於て、余は漸く十月八日を以てウールスレー卿、ノースブルク卿及び余の三人が協議の結果に成りし訓示を以て改めて之をウールスレー卿に與ふる事を許可せらるゝに至りしも、其訓示中重要な點と稱すべきは、今回の遠征は單にゴルドン將軍及びヌアット大佐等をハーツームより救出さん事を目的とせる者なるを以て、此事以外には決して如何なる攻勢的の行動をも取るべからず、勿論ゴルドン將軍等の退却を安全ならしめんが爲めには、ハーツームまで進撃するは敢て許可せざるにあらざるも、成るべく軍事行動の範圍を縮少し、遠征の主眼たる目的を達せんが爲めに絶對的に必要なる範圍を越えて前進すべからず、又成るべく速にゴルドン將軍及びヌアット大佐等と通信の聯絡を開く事に努力すべしと云ふに過ぎざりしが、此訓

示の發せらるゝ前に於て、ウールスレー卿は已にカイローを去り、十月五日に於てツア、ハルファに到着せしに依り、今は意、ナイム戰争も開始せられたりと云ふべきに至りたり。

今や余は暫時筆を擱き、以上述べ來りたる事件に對し、多少の評論を加ふべし。一八八四年の夏期は埃及に對する英國の關係中最も陰鬱なる一時期と稱すべくして、グラッドストーン氏も一八八五年二月二十三日に於て氏が半世紀の経験中に於て政治上並に軍事上最大の困難に遭遇したるの時なりと自白せし程なるを以て、斯くの如き事情の下に於ては、幾多の失錯の演せらるゝに至るべきは敢て怪むに足らずと雖、其結果として起りたる事件を考察すれば、英國政府の行動は或時は正當にして或る時は失當なりしなり、余の意見に於ては、大體の方針より之を論ずれば、英國政府の議論は批評家の議論より一層正當なりと信せらるゝも、行動の點より之を論ずれば、偶然か不智かは知らざれど、英國政府は殆どなすべき時に當りて適當なる事をなさざりしが如き感あるなり、加之英國政府

が緩急其度を誤りたるは明白なる事にして、之を前例に鑑れば若しアレキサン
 ドリア砲臺の攻撃にして二日の猶豫をなしたらんか、援兵は到着するに至り、市
 街はアラビー派の亂民等の蹂躪を免るゝを得たりしなるべく、又トーカーの遠
 征軍にして一二日早く到着するを得たらんか、埃及の守備兵を救ふは敢て難き
 にわらざりしなり、而して今回も亦四月或は五月の内に於てゴールドン將軍を救
 援すべき遠征軍を出し、八月までも猶豫する事なかりせば、遠征の目的を達すべ
 かりしも、終に此事にも失敗するに至りしは、其責任主としてゴールドストーン氏
 の上に繋れり、一八八五年二月廿三日、サー・メッソー・ブロードリースコートは下院に於
 て、余は政府が其方針に於ては不定なるも、能く事實をば了解せん事を望むなり
 と云ひたりしが、ゴールドストーン氏は事實が悉く自己の希望と背馳するに當り
 て、之を認識するに早からざりしを以て、其結果事實は事實となりて現はるゝに
 至りたり。

後日に至り衆議院より政府の行動に對する彈劾案出でし時、ゴールドストーン氏
 は自ら救援軍の派遣に關して判断を誤りたる事を認め、余は決して余自身及び

余の間諒が敢て事を誤らずとの僭越なる言を放つ者にあらずと告白したれど
 も、尙政府の目的の正直なりし事を主張したり、尙くも公平なる意見を有する人
 は、誰もゴールドストーン氏の主張を否定せざるべし、されど唯論點の異なる所は、今
 回に於けるが如く明白に判断を誤れる事は之を許容するを得べきや否やと云
 ふの一事なり、勿論ゴールドストーン氏の如き責任ある位置に居れる政治家が、一
 大國民に此武力を出すべき事を要求するに當りて十分猶豫熟議するは可なれ
 ど、今回に於けるが如くハーシームに遠征軍を出さん事を決定せる以前に於て、
 斯くの如く遠征遅延したるを辯解すべきの道ありや否や、余は茲に此問題に答
 へん事を務むべし、ゴールドストーン氏が自己の政略を批評せる人々に對して主
 要の答辯を與へたりと思はるゝは、一八八五年二月二十三日、氏が下院に演説せ
 し時、政府はゴールドン將軍を救ふが爲めに遠征軍を出すの事は、實際必要にして
 且つ實行を得べき者なる事を十分審に知るべき要あるを以て、吾人は頗る苦心
 して此問題を討議したり、然れども吾人はゴールドン將軍がハーシームの城壁内
 に在りて實際危険に瀕せることを信すべき證據を有せず、將軍自身の言に依る

も若し將軍にして自ら欲せんか、南方を迂回して將軍以下悉くハーシュームより退却する事は自由なりと信じ、又斯く信すべき理由をも有せしなり。……此作に關し、ゴルドン將軍は若し不測の時變に遭遇せば赤道地方に退却する事の極めて自由なるを自ら言明するに至れりと云へる一事に存すれども、余の意見に於ては英國政府が遠征軍を送るべき事を決定する以前に於て、其必要なる事と實行し得べき事とを十分認識すべき義務ありと云へる事に對しては、何人と雖も議論を挟むべきにあらざるも、唯議論の存する點は、此二事に對する證據は十分なるを以て、英國政府は八月以前に於て軍事行動を取るの準備をなすべき筈にあらざりしやと云へる事なり、而して今グラッドストーン氏の辯解の神髓とも稱すべき、その必要なる事及び、その實行し得べき事と云へる二點に關して評論すれば、後者は之を解決するに容易くして、後日(二月二十七日)ハーチングトン卿は正直に、ハーシュームに遠征を送るに就ては、軍事上之を決定するに種々困難なる理由ありしのみならず、軍事當局者間に於ても亦此説を異にしたるも、其行動の遅延するに至りたるまたる理由は、殆ど近時に至るまで政府が救援軍を送るべ

き絶対的必要を認めざりしに在り、而して此一事は政府が以て其行動を辨明せんとする所にして、政府は決して此事實を隠蔽せんとしたる事なしと告白したり、而して又斯くの如く當時陸軍大臣の要職に居りたるハーチングトン卿の正直なる告白は、實際に於て英國政府が軍事行動の實行し難き恐ある處よりその行動を躊躇したりと云へる辨解に對して、断然解決を與へたるものなり、故に余は今や他の問題たる救援軍を送るの必要と云へる事に論及せんに、グラッドストーン氏はゴルドン將軍がハーシュームの城壁内に居りて危険に瀕せりと信すべき何等の證據なき事を主張したるが、此辨明は其當に於ける英國政府の意思を代表せるものにして、一八八四年の夏期中、エガートン氏を遣じてゴルドン將軍に送りたる訓示は皆此意思に基き、已に幾年の原籍を經たる今日に於ても、余は其當時に於ける英國政府の訓示を再閲するに當り、殆り自ら憤慨の情の發動するを感ずるなり、これ單に理論の上より非難を加ふべきのみならず、假令萬々無意識に出でたる者としても、此訓示の語調の冷淡なる、人をして此當時に於けるゴルドン將軍等の境遇を胸中に湧起せしむるが如き深厚なる同情の念はす

送も之を表白したる跡なしと云ふべし。嘗てゴールドン將軍が倫敦を出發せんとするの前に當り、余が英國政府に對して將軍がハーツームに來るゝらば、其事業の非常に困難なるべきは豫め之を覺悟せざるべからずと警戒したりしは、尙ほ人々の記憶に存する所にして、勿論ゴールドン將軍は始終其説を二三にし、當初に於ては十分其事業の困難なるを認識せずして、已に一八八四年二月二十日に至りても、ハーツームに在るは尙ケンレントン公園に在るが如く安全なりと云ひしは事實なるも、稍後日に至りカイロー及びハーツーム間の通信交通の遮断せられんとするの前に當りて、將軍の送り來りたる最終の通信中には、其だ前日と異りたる意見を吐露し、叛徒等は方に襲來し來り、將軍等は皆重圍の内に陥らんとするの形勢なるを報じ、殊に之に加ふるに、將軍は幾分か豫言的本性を以て再びハーツームを出る能はざるの運命を自覺するが如しと告白するに至りたり。加之ウールスレー卿及び余を初めとし、其他の人々も、皆悉く英國政府に向ひ將軍等の位置の非常に危険なるを警戒せしが、假令此等の警戒なしとも、事實は明々白々にして、ゴールドン將軍及びヌアワート大佐等は亞弗利加の遠隔地に

在りて宗教熱と近時の戰勝に依りて殆ど半喜半狂の狀態に在る勇敢なる蠻族等の爲めに八面より包圍せられしなり。然るにグラドストーン氏は此報知を以て満足せず更にゴールドン將軍等が危険に瀕せるの證據を見ん事を欲せしに依り、若し一八八四年の夏期の始めに於ける證據にして尙グラドストーン氏を満足せしむる事能はずんば他に如何なる證據を興ふべきやは全く人々の感ふ所にして唯グラドストーン氏は始めて自己に最も不快なるの事實を信せざらんと欲せしなりと云ふの外はあらざるなり。故にゴールドン將軍もその九月二十三日の日誌に於ては苟くも常職を備へし人は、此當時に於けるグラドストーン氏の態度に對して等しく同感を有すべき一節を記し、英國政府の態度は恰も埒に一人の人ありて其友が將に大河の懸崖に墜み已に二三回も河中に擲落されんとしたる間一變の危急を目撃すれども、故て彼を救はず徒に遠く離れて佇立し其友に對して、余は二三度も既に足下が河中に陥らんとするを目撃したれども、余は正確を重んずるが故に足下が全く河中に陥りて將に死に瀕せんとするを見るに至るまでは、足下を救ふ事をなすべからず、故に愈々足下が死に瀕せんとす

るに置らば其時始めて余等に浮閣を投下せん事を熟慮すべきなりと云へるに等しと云ひしが將軍の此言は一見滑稽に類するが如きも其實は甚だ悲憤の意を有せるものなり而してグラドストーン氏は又ゴルドン將軍自身の言に徴して將軍が自由に赤道地方に退却し得べしと信じたる事を口にすれど此事に就ては別に深く觀察せざるべからざる一事あり勿論ゴルドン將軍の三月九日及び四月七日の電報に於ては赤道地方を迂回して退却し得べしとの意見を寄せしは事實なるも余は已に三月二十七日に於て最も彼地の事情に精通せるコーンロゴン大佐が此種の考案を目して一の滑稽に過ぎずと冷笑したる事をグラドストーン卿に報告したり而してスエッワート大佐も亦四月初旬に於て余等の退却は赤道地方を經山せるを以て一層安全なるべしと信せらるゝが如しと報告したるは相違なきも大佐の報告を仔細に吟味すれば若し英國軍の未援を受くるにあらざればハーバーを經て退却するは殆ど不可能なるを以て事死を決して途を南方に取るの已むを得ざるに至るべしとの意を明かにせしに過ぎざりしなり然りと雖實際に於ては敢て此等の事を論ずるに當らず唯地圖を参照する

もゴルドン將軍自身及びチャーナムエル・メーカー等が自流ナイルを測るべき困難を詳述したる事を顧みるも或は又ナイル河の兩岸はハーツームより前面幾多の遠距離に測るまで已にダイビシ、シ、儀隊等の占領する所となりたるの事實を記憶せばゴンドロコ方面を經て退却せんとする希望は殆ど絶望と畏らざるを認識し得べきなり故に余は敢てグラドストーン氏の論ずる所は一として救援軍派遣の遲滞を解除すべき十分なる理由を爲す能はずと云はんを欲するなり然るに茲に又英國政府の方針を辯護し得べきが如き別種の議論あり曰くゴルドン將軍は政府が己れを派遣せし所以の方針を實行する事を欲せずと其の受けたる平和の使命をマーブリー撲滅の計畫に變じたりと亦ハーツームより退かんと欲せば敢て能はざるにあらざりしも將軍は此事をなさんと欲せざりしなりと但し其當時に於ては此種の問題を論せんとするもの殆ど一人もあらざりしなり其理由は此種の議論をなさんと欲せば勢ひ過去に溯りてゴルドン將軍の行動を回想せざるべからず之が爲り寛大の徳を缺くに至るべく殊に公衆はゴルドン將軍を同情して已まざるの時なるを以て復合此種の議論を出すとし

ても公衆は敢て耳を傾けざるべし、故にグラドストーン氏の言の如く、當時ホル
 ドン將軍は英雄中の英雄なりと信せられし時なるを以て議會に於ける辯論の
 目的の爲めに政府にしてホルドン將軍の行ひたる過失を基礎として政府の位
 置を辯解せんと欲するも敢て寸効を奏せざるべきのみならず、或は却つて不利
 益を蒙るべかりしなり、然れどもこの議論に聯關せるの思想は幾分の程度まで
 は發露せらるゝに至りたり、サー、スチュワード、ノースコートが下院をして、英國
 政府は埃及國の安全の爲めにスイダン内に一の舊政府を設立するの義務を有
 したりとの主權を認めしめんと欲したるに際して、モーン、モーレー氏は有力な
 る演説を爲し政府及び反對派雙方に反對する修正案の動議を出し、下院をして
 公然、モープリーの勢力を破滅せんが爲めに英國軍を用ひざるべからざるに至り
 たることを悔恨するの意を發表せしめんと欲したり、殊にグラドストーン氏は
 その議會に對する位置よりして、モーレー氏の修正案に反對を奏せざるべから
 ざるに至りたれども、實際、モーレー氏の修正案はグラドストーン氏個人の意見
 と大差なかるべしと想像するも亦甚しき誤りにあらざるべし、グラドストーン

氏は嘗つてスイダン人等は正當に自由の爲めに奮闘せる人民なりとの言を放
 ち大に人の注意を惹きたる事ありしが、これ英國大宰相の口より出でし言とし
 ては甚だ不謹慎なるが如き感あるも、實際一時に於ては相應の真理を包含した
 り、加之其後と雖、グラドストーン氏は之に類する議論をなし、スイダン人等は埃
 及の手を遣れん事を希望し、埃及人等も亦英國の壓迫を受けて、スイダンを去ら
 んとするに至れり、故に若し適當なる方法に依り能く此事をモープリーに説明す
 る事をなさば埃及の守備兵が平和なる退却をなすに當り、モープリーが敢て便宜
 を興ふる事を拒むべしとは決して思惟する能はざる事なりと云ひたりしが、勿
 論歐洲人の普通の道理より之を推せば、グラドストーン氏の此議論は反對を許
 すべきにあらざるが如く思はるれども、グラドストーン氏は未だ十分に歐洲人
 の推理法は全然不可能なる野蠻なる狂熱者輩を遇すべからざるの事實を了解
 せざりしなり、モープリー一派の運動は一面に於ては惡政に對して起りたる謀叛
 の性質を有すと雖、又其黨與の見る所に於ては武力に訴ふるも全世界をして、
 モープリー教を奉せしめんとする一種の宗教的運動なるを以て、埃及の守備兵を無

事に引揚げんとするが如き希望を基礎として、マーブリーと交渉せんとするが如きは、實際不可能なりと云はざるべからざりしなり。

然れども上に引照せし議論の系統は、之を實際英國政府が主眼し來りたる議論に比較すれば幾分多くの注意を拂ふべき價值を有するが如し、而してゴールドン將軍が自己の受けたる訓示に對して殆ど注意を拂はずして、唯マーブリーを撲滅せん事に熱中したる事、及びムーゲン以内最も遠隔の地に居れる者と雖、其地を去らんと欲する人をば悉く引揚げん事を欲せしは、少くとも狂愚に類するの行動たるを免るゝ能はざる事は已に論せし所なるが、今此等の事實を綜合して判断を下さばゴールドン將軍をムーゲンに送りしは餘り過失なりしと云はざるべからざるなり、然れども之が爲めに遠征軍の準備及び派遣を猶豫したる事を十分辨解し得べきやと問はゞ、その然らざるは明白なる事なりとす、ゴールドン將軍が如何に其判断を誤りたるにせよ、一八八四年初夏の頃に當りて明白なる事實と稱すべきは、英國政府は其人の一身上の安全に關しては到底避くる能はざる責任を帯びてゴールドン將軍をハリツームに送りたるも、將軍は敵の包圍中に陥

りて連れ出づる能はずと云ふ事なり、然れども若し將軍にして南方に屯營せる守備隊及び人民を棄て、軍にハリツームに在る守備隊のみを引率し、四月中若くは五月早々北方に退却する事を企てんか、この事は敢て不可能なりとは稱すべからざるも、日月の進むに従ひ漸次通信消息は杜絶するに至り、ゴールドン將軍が北方に退却するを欲せず、或は寧ろ退却する能はざるの事實は日々明瞭なるに至りしを以て、如何に寛大なる意見を有する批評家をして之を論せしむるも、バーバーが五月二十六日に於てメービシ、蠻族の爲りに陥落せしめられたりとの確報の到着せし時、即ち六月二十七日までには、如何なる事あるも英國政府は救援軍の派遣如何を断然決定せざるべからざりしなり、然るに英國政府は遠征軍疑を重ね、其後六週間を経て、漸く議會の協賛を得て、其遠征軍軍費を支出するに至りたり、故に余は今茲に於て一八八四年の夏期中に於てクラドストリン氏の内閣が其判断を誤りたるは、許容し得べき事なるや否やを論じて、同問題中の此部分を審査せんと欲するなり、想ふに已に以前に於て屢議論に上りたる諸點、即ちヒックス將軍の遠征を默許したる事、ゴールドン將軍をハリツームに送りたる事、

アビーア・ヤシの任用を斥けたること及び三月中に於てハーバートに遠征軍を急遣せざりしこと等に關しては、或は事の是非未だ十分判明せずして過失なりと稱せらるゝの事實も之に對して論争すべき餘地を存する事もあるべく、或は又他には愈々事定りたるの後に於て、初めて斷然たる非難を加ふるを得るが如き事もあるべけれども、目下議論に關れるの點は、以上の諸點とは全然其趣を異にし、如何なる論者に取りても、其事實と之に伴ふべき結論とは全く明白にして、其結論は、第一には遠征軍をハーシュームに送るにわらずんば、ゴルドン將軍及び其幕僚等は早晩マーグラーの手中に落つべく、又第二には、敏活なる行動は必要なり、且つナイール河水の増流せる短日月の間のみに於て迅速なる運動をなすを得べき事を願れば、殊に敏活なる行動を取るの要ありと云ふに至るなり、然れども若しクラドストーン氏にしてハーシュームに遠征軍を送り、その目的を達したりとするも、之が爲めに費さるべからざる血及び金を償ふに足らずとの議論を吐きたりとせんか、斯くの如き議論は固より一大國民の指導者たるべき人の言にわらずして、クラドストーン氏は勿論此種の首を殺したる事なく、殊に又此種の

態度を取らば、其内閣の運命も直ちに終了に歸すべく、斯くの如き議論は其善惡は兎に角、其論旨を了解する事を得れども、クラドストーン氏の主張せるが如く、ゴルドン將軍の危険は未だ證明せられざるを以て遠征軍を送るの必要なしと云へる議論は、全く全世界中に知れ渡りたる事實に反せるを以て、殆ど其意を了解する能はざるなり、故に余は此等の理由を基として、埃及及びメーメン事件に關し、此當時英國政府の演せる幾多の失策中に於て、ハーシュームに救援軍を送る事を遅延したりしは、最も許す能はざるに近しと言はんとなす、而して又下院は之が爲めに政府を彈劾し、全院中僅に十四の多數を以て、政府は幸く彈劾を免るゝに至りたれども、十一月八日に於て、ゴルドン將軍は其日誌に記載して、若し今日に於て遠征軍を出す事を正當なりとすれば、以前に於て之を送る事は何故に非なりしやとの疑問を置きしにより、此悲愴なるゴルドン將軍の疑問に對して、何等満足すべき性質の回答をも與ふる能はざるの事實は、政治上に於けるクラドストーン氏の救軍面に不朽の汚點を止めたりと云ふべきなり、

附 録

(一八八四年九月十四日、ケアノーがゴルドン將軍に宛てて發したる電報の註釋)

ゴルドン將軍の日記中、一八八四年十一月廿五日の條に左の記事を見たり。ケアノーは電報を余に送りて、以前余に與へたるスーダン放棄の布令を取消したれば、余は直ちに之を與へたり。

ケアノーは直ちに之を與へたり。ケアノーは直ちに之を與へたり。ケアノーは直ちに之を與へたり。ケアノーは直ちに之を與へたり。

ゴルドン將軍の使命に關する許多の攻究討查を觀るに、上に引照したる電報が將軍に送られし理由に就き、往々誤解を免れざるが如きを以て、余は茲に實際の事情を説明せんと欲するなり。一八八四年九月十四日、ケアノーはゴルトン將軍に一週の電報を發したり、其全文はケアノー・レザナルド・ウインゲートの論文に附したる註釋中に掲げられ、一八九二年七月の、ケアノー・ナイア・ド・サール・ビス・ガワーン誌上に掲げられたれども、前記の事情を説明するが爲めには唯左記の一節を引用す

るのみにて足るべし。

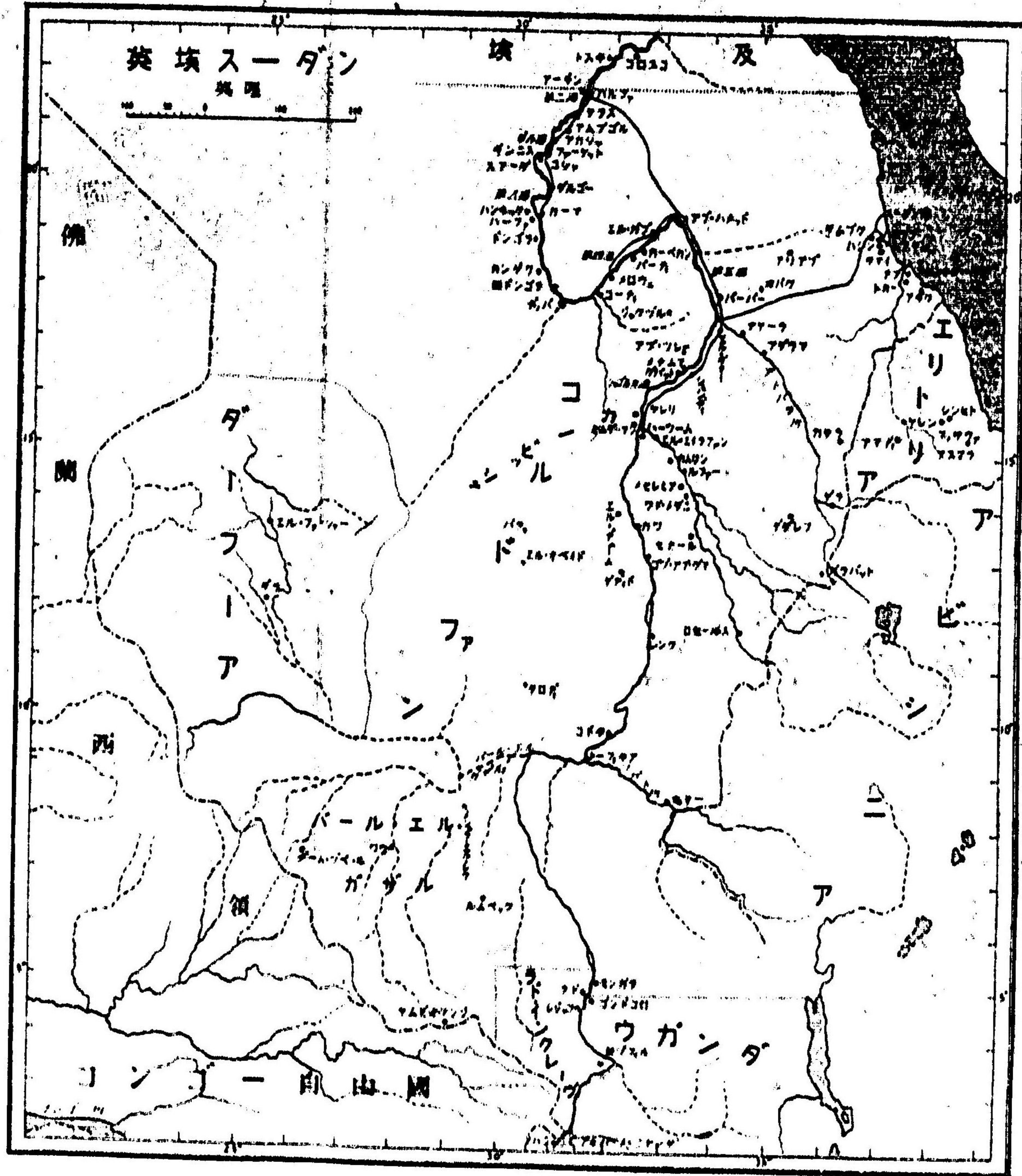
吾人は今茲に貴下に對して、英國政府がスーダン邊境の報告を與へ、而して貴下との通信が遮断せられたる以後に於て、一大事變の生じたることを報告せん。然れども英國軍は間もなくドンゴラを占領するに至らん。ケアノー知事、ケアノー大佐はカ、サ地方の件に關して其土地の種族等と交渉すべき命を受け、又余が新軍隊中の傭士官の一人なるケアノー少佐はドンゴラに於て商議をなすべしとの命を受けしに依り、吾人は彼が日ならずして貴下との通信を自由ならしむる事を得べきを望むなり。而して此等の事情の下に、吾人が嘗て貴下に與へたる布令の趣意も變更せられざるべからざるに至り、今後は貴下の權威は唯ハリツーム、セナー、バーバー、及び其附近を包括するスーダン總督たるに止まるべきなり。……貴下は又ケアノー・ムー・ペーリン及び英國遠征軍の總指揮官にして、當時はカイローに滞留せるウァールムスレ、卿等を通じて英國政府より必要なる訓示を受くるに至るべし。

ケアノーはゴルドン將軍に右の電報を送りたると同時に、ハリツームに在る法

教師等にも亦電報を發して、政府の名譽を維持せんが爲めに全力を盡すべきことを命じたり。

然れども余の知る限りに於ては、ケズ、イブは以上の電報を發するに先ち、英國人の當局に相談せしことなし。又余はゴルドン將軍の死後數年に及べるまでは實に此電報の原文を見ざりしなり。然れどもゴルドン將軍はケズ、イブが軍に已れ一個の權威に依りて此電報を發したることを知らざりし事を觀れば、此點は甚だ重要ならざるなり。而してゴルドン將軍はケズ、イブの使命に接するや否や、將軍の日記に對する附録第二卷五五二頁に記載せられたる宣言書を發したるが如く、其宣言中には、曩に政府は埃及人を當地よりカイロ方面に送るべきことを決定し、實際幾多の埃及人等がハ、サイン、パレ、ユ、エリが尙その位置に居りし當時に於てカイロ方面に送られたるは、卿等が親しく目睹したる所なり。然れども吾人がハリツームに到着するや、卿等を憐むが爲めに又卿等の邦土をして廢滅に歸せざらしめんが爲めに、此地方を放棄するの重大なる事と其不適當なる事を埃及のケズ、イブに通告したりしを以て、スーメン放棄の命令は直ちに

取捨さるゝに至れりとの一節を包含したり。此等の證據書類を閱讀せば、其次に來るべき事件は容易に之を判断し得べし。ゴルドン將軍は一八八四年二月二十七日、即ちハリツーム到着の後九日に於て、スーメン放棄の方針を公衆に發表し、其宣言書中に於ては、英國軍は今やハリツームに來らんとして已に其途上に在り」と云ひたりしも、將軍自身と雖、自己の取り來りたる處置に關しては深く不安心の念を抱きしが、一八八四年九月十四日に於けるケズ、イブの電報は、文字の排列の上より其意味を誤解せしむべき風を帯びしに依り、將軍は直ちに之に對して自己を正當なる位置に置かんと欲したり。然れども單にゴルトン將軍が最初に發したる宣言書とケズ、イブの發したる電報との日附を對照するのみにて、將軍がハリツームに到着したりし時、如何なる程度までに己れの受けたる訓示を實行せんと力めしやを證明せんが爲めには、一八八四年十一月二十五日に於ける將軍の日記中の記事の如きは、殆ど何等の價值なき事を十分證するに足るべきなり。



最 近 埃 及 上 卷 終

明治四十四年七月十一日印刷
明治四十四年七月十五日發行

最良紙及上等

非賣品

(第十四三三號布分)

編輯兼發行者 大日本文明協會

右代表者

磯部保次

東京市京橋區南橋町壹丁目貳番地

印刷者

金子久太郎

東京市京橋區弓町二十四番地

印刷所

三協印刷株式會社

東京市京橋區弓町二十四番地

著作
權
所有

發行所

東京市京橋區南橋町壹丁目貳番地

大日本文明協會

電話號碼

三三三三
〇二一〇

78
98



78
98

026814-001-9

78-98

最近埃及

クローマー/著

上

M44

ADE-0005



